

三浦市物価高支援給付金(令和6年度非課税世帯・こども加算)申請書(請求書)
(申請を必要とする世帯の場合)

給付の支給要件に該当する世帯のみ申請をお願いします。

支給市区町村(※ 令和6年12月13日時点の市区町村)

三浦市長宛

交付印

裏面の【誓約・同意事項】を全て確認しチェックしました。全ての内容に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者(世帯主)

(フリガナ) 氏 名	性別	生年月日	現 住 所
		年 月 日	日中連絡可能な電話番号 ()

2. 申請者が属する世帯の状況(令和6年12月13日時点での全ての構成員について記載)

- ◎この給付金は、令和6年12月13日時点(基準日)で三浦市に住民登録があり、世帯全員が令和6年度住民税非課税の場合に
対象となります。
◎世帯の中に未申告の方がいる場合は申告を行ってください。未申告のままだと給付金対象世帯が確認できず、
この給付金を給付することができません。
◎この給付金は、1世帯3万円です。さらに、18歳以下(平成18年4月2日以降生まれ)のこどもがいる場合は、
1人につき2万円を加算します。
◎本給付金の提出期限は、令和7年5月30日(当日消印有効)です。

	(フリガナ) 氏 名	申請者との 続柄	性別	生年月日	現住所と令和6 年1月1日時点 の住所と異なる	異なる場合には 令和6年1月1日時点の 住所を記載	令和6年度 住民税 課税状況	こども 加算 対象
1					☐ 同一 ☐ 異なる		☐ 課税されている ☐ 課税されていない ☐ 未申告	☐
2					☐ 同一 ☐ 異なる		☐ 課税されている ☐ 課税されていない ☐ 未申告	☐
3					☐ 同一 ☐ 異なる		☐ 課税されている ☐ 課税されていない ☐ 未申告	☐
4					☐ 同一 ☐ 異なる		☐ 課税されている ☐ 課税されていない ☐ 未申告	☐
5					☐ 同一 ☐ 異なる		☐ 課税されている ☐ 課税されていない ☐ 未申告	☐
6					☐ 同一 ☐ 異なる		☐ 課税されている ☐ 課税されていない ☐ 未申告	☐

裏面も必ずご確認ください

3. 振込口座（原則、1. の申請・請求者名義の口座とします。） ※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

※下欄に記載し、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

金融機関名		支店名	種目	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(カナ) ※「1. 申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
1. 銀行 5. 農協 2. 金庫 6. 漁協 3. 信組 7. 信濃連 4. 信連		本・支店 本・支所 出張所	1 普通 2 当座		
金融機関コード		支店コード			

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は ※欄にご記入下さい)	通帳番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい。
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き 左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号 をご記入下さい。	1 ※		

※金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、
物価高支援給付金コールセンター(電話 046-882-1111 内線541・542・543・544)にお問い合わせください。

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、□にチェック(レ)してください。

□ 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

物価高支援給付金(令和6年度非課税世帯・こども加算)(以下「給付金」という。)の支給要件(※)に該当します。
※ 給付金の支給対象となるためには、以下の要件を全て満たすことが必要です。

- ① ア 世帯の全員が、令和6年度住民税非課税です。
イ 世帯の全員が、令和6年度住民税が課税されている他の親族等に扶養されている世帯ではありません。
(注) 住民税における取扱いとして、扶養されているか分からないときは、両親やこども等、家族に確認してください。
ウ 18歳以下(平成18年4月2日以降生まれ)のこどもがいる場合には、同一世帯にて扶養しています。
エ 世帯の中に、租税条約による住民税の免除の運用を届け出ている者はいません。
- ② 世帯の中に、令和6年度住民税が課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
- ③ 既に他自治体で同様の給付金を受給している世帯ではありません。
- ④ 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、三浦市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ⑤ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ⑥ この申請書は、三浦市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- ⑦ 三浦市が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、三浦市が定める期限までに、本市が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金が支給されないことに同意します。
- ⑧ 給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や、給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、返還します。

提出書類

※提出書類を確認後、チェック欄(□)にレを入れてください。

- ☐ 『物価高支援給付金(令和6年度非課税世帯・こども加算)申請書(請求書)』(申請を必要とする世帯の場合)(本書)
※必要事項をご記入ください。
- ☐ 『申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)』
※申請・請求者の運転免許証、マイナンバーカード(表面)、パスポート等の写し(コピー)いずれか1つをご用意ください。
- ☐ 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』
※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。
- ☐ 『令和6年度市民税県民税申告書受付書の写し(コピー)』
※未申告の方が三浦市税務課で申告した後、写し(コピー)をご用意ください。

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。(チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日

申請者氏名